所持許可申請

※ 数字は必要部(枚)数

必要書類等	猟銃		空気銃	
	新規 許可	追加 許可	新規 許可	追加 許可
銃砲所持許可申請書	1	1	1	1
写真 (※1)	2	不要	2	不要
譲渡承諾書	1	1	1	1
経歴書	不要	不要 (※注1)	1	不要 (※注1)
同居親族書	不要	不要 (※注1)	1	不要 (※注1)
住民票の写し(※2)	不要	不要 (※注1)	1	不要 (※注1)
身分証明書(※3)	不要	不要 (※注1)	1	不要 (※注1)
医師の診断書(※4)	1	1	1	1
認知機能検査結果通知書(75歳以上の方)	原本提示			
講習修了証明書	原本提示			
教習修了証明書	原本提示 (※注2)			
技能講習修了証明書(※5)		原本提示(※注3)		
所持許可証		提示		提示

- ※1 写真は、申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm、横2.4cm のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載。
- ※2 住民票の写しは、本籍地及び世帯全員が記載されたもの。
- ※3 身分証明書とは、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書。(本籍地の市町村が発行)
- ※4 診断書は、精神保健指定医、同等の知識経験を有するとして山口県公安委員会が認める医師又は許可を受けようとする者の心身の状況について診断したことがある医師(かかりつけ 医)が作成した診断書であって、銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号又は第4号に 該当しないと認められるかどうかに関する意見が記載されているもの。

- ※5 「有害鳥獣捕獲を実施されている方」、「日本体育協会の地方加盟団体から推薦を受けている方」、「射撃指導員」であって、それぞれ技能講習免除書類を提出すれば技能講習修了証明書は不要。
- ※注1 追加の許可申請であっても、猟銃・空気銃所持許可証の交付を受けた日から3回目の誕生日を経過している場合等には、1部提出が必要。
- ※注2 教習修了証明書については、追加の許可申請の場合であって、申請しようとする銃と同種の銃を現に所持している場合は不要。
- ※注3 技能講習修了証明書については、追加の許可申請の場合であって、申請しようとする銃 と同種の銃を所持していない場合は不要。